

新法に基づく許可を要する営業施設のうち輸入食品を取扱う施設(令和5年度年末一斉取締り)

		調査・ 監視指導 延施設数 (1)	違反発見 施設数 (2)	違反件数					処分件数					処分 以外の 処置件数 (14)	告発件数			
				施設基準 違反 (3)	管理運営 基準違反 (4)	製造基準 等違反 (5)	表示基準違反		その他 (7)	営業許可 取消命令 (8)	営業禁止 命令 (9)	営業停止 命令 (10)	改善命令 (11)		物品廃棄 命令 (12)	その他 (13)	無許可 営業 (15)	その他 (16)
							食品衛生 法 (6)-1	健康増進 法 (6)-2										
飲食店営業																		
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	56	1	1												1		
	すし屋	1																
	そば・うどん屋																	
	旅館																	
	仕出し・弁当屋	20																
	カフェ・バー・キャバレー	18																
	自動販売機																	
簡易な飲食店営業	1																	
その他	21																	
調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業		2																
食肉販売業(包装除く)		22	1	1												1		
魚介類販売業(包装除く)	店舗	24																
	自動車																	
	仮設																	
魚介類せり売り営業		2																
集乳業																		
乳処理業																		
特別牛乳搾取処理業																		
食肉処理業		1																
菓子製造業		19																
アイスクリーム類製造業																		
乳製品製造業																		
清涼飲料水製造業		3																
食肉製品製造業		1																
水産製品製造業		17																
氷雪製造業																		
氷雪製造業	店舗																	
	自販機																	
液卵製造業																		
食用油脂製造業																		
みそ又はしょうゆ製造業		1																
酒類製造業																		
豆腐製造業		3																
納豆製造業		1																
麺類製造業																		
そうざい製造業		9																
複合型そうざい製造業																		
冷凍食品製造業		1																
複合型冷凍食品製造業																		
漬物製造業		3																
密封包装食品製造業		3																
食品の小分け業		3																
添加物製造業	法第13条第1項の規格有り (小分け販売を除く)																	
	法第13条第1項の規格有り (小分け販売に限る)																	
合 計		232	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	

輸入食品を取扱う施設 : 輸入食品を販売する施設または輸入食品を原材料として調理・加工・製造する施設